

支部ニュース

団東京

2009年7月 No. 428

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今月の主な内容

8. 24 徹底討論 - 9条を守り生かすため、いま何をなすべきか

憲法運動学習討論会

異議あり！2016石原オリンピック イン コペンハーゲン……横山 聡
シンポジウム「心と意見の表明の自由はないのか？」～

思想良心の自由と表現の自由の所在～のご報告……新村響子

原宿街頭労働・生活相談活動感想……酒井健雄

第3回街頭宣伝・労働生活相談会 再録

弾圧学習会～世田谷国交法事件を元に～……黒田真一

6. 25 新人学習会感想……今泉義竜

団東京支部のホームページを開設します。

団員，事務局の皆さんの日常を紹介する原稿を募集しています…平松真二郎

第3回東京地評「労働者の権利」討論集会在

12月12日(土)に開催されます ……中川勝之

突然ですが…

今年のサマーセミナーは中止です！！……横山 聡

幹事会議事録

日誌



8.24 徹底討論 - 9条を守り生かすため、いま何をなすべきか 憲法運動学習討論会

東京地評

自由法曹団東京支部・

東京憲法会議

憲法改悪に反対する東京共同センター

討論会の趣旨

(1) 一昨年安倍内閣の崩壊以降、明文改憲の動きが停滞を余儀なくされる中、改憲勢力は9条に風穴を開ける攻撃を強めています。

「テロ」対策を口実にインド洋とイラクに出動した自衛隊は、今度は「海賊対策」の名の下にソマリア沖へ出動し、すでに3ヶ月も「海上警備行動」を続けています。しかも、陸自と空自も合流して陸海空三隊が海外に集結するという自衛隊発足後初めての事態を作り出しています。そして6月19日、自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大し、憲法が禁ずる武力行使・集団的自衛権の行使に道を開く「海賊対処法」を強行成立させました。数々の9条違反を繰り返してきたこの国の政府は今、「前線」には出さない、先制的武器使用はできない、というこれまでの海外派兵の「歯止め」を一掃する9条破壊の攻撃を加えています。

そればかりではありません。麻生内閣は、北朝鮮の「試験通信衛星」発射に対して「弾道ミサイル破壊措置命令」を発令し、イージス艦とPAC3ミサイルの実戦配備を大々的に行いました。この北朝鮮の核とミサイルの「脅威」を利用し、自民党国防部会防衛政策検討小委員会は、敵基地攻撃能力保有、武器輸出三原則見直し、9条改憲による自衛軍と軍事裁判所の設置などを「新防衛計画大綱」に盛り込むよう提言しました。北朝鮮船舶に対する貨物検査法を今国会で成立させる動きも強めています。

海賊問題および北朝鮮「脅威」を利用した改憲派のこれら動きは、改憲の世論づくりに狙いを定めたものであり、この動きを軽視することは極めて危険です。

(2) 同時に、与党は2年間凍結されてきた憲法審査会を始動させる「憲法審査会規程」を衆議院で強行可決しました。そして、来年5月の改憲手続法の施行に向けてさらに策動を強めて来ることは明らかですが、しかし、改憲手続法に関していえば、18歳以上の投票権に関する法改正、公務員の国民投票運動の是非、教員などの地位利用行為の判別明確化、最低得票率の是非、有料広告規制の是非など、付則、付帯決議の検討が全くなされていません。

また、「国会も自らの身を削る…」などとすり替えの議論で、議員定数の削減、とりわけ比例定数を削減し、事実上の完全小選挙区制で改憲勢力が国会の議席を独占しようとする仕掛けづくりまで、自民・民主両党の連携で進めようとしています。明文改憲を推し進めるこれらの動きもまた、警戒を強めていかなければなりません。

(3) 9条の壊憲・改憲ばかりではありません。新自由主義による「貧困と失業」の未曾

有の広がり、労働者の人権、子供の「教育権」、業者の営業と生活を奪い、元々貧困な「社会的セーフティネット」さえ機能不全の状態となっています。「貧困は侵略戦争の温床」といわれますが、9条をまもる運動に結合した憲法25条を生かす運動が今日ほど重要となっている時代はありません。

(4) 私たちは、これまで明文改憲の動きを押しとどめてきましたが、以上にみる改憲派の巻き返し、彼らの世論づくりが強まってきた今日、これにどう対抗していくか。9条と25条のもつ意味や思想をさらに掘り下げ、憲法を守り生かす運動をどう根太いものにしていくか。憲法をめぐる「大きな綱引き」がされている現在の局面を前に、憲法を守る広範で確固とした世論をどう作り上げていくか。これら喫緊の課題に立ち向かうための討論を行なうものです。

実施要領

名称 憲法運動学習討論会

「8.24徹底討論 - 9条を守り生かすため、いま何をなすべきか」

日時 8月24日(月)午後1時30分～6時(午後1時開場)

場所 ラパスホール(東京労働会館7F)

内容 「海賊対処、北朝鮮の核問題などを利用した改憲派の巻き返しとどうたたかうか」一橋大学教授 渡辺 治 氏
「『九条の会』運動のさらなる発展のために」
東京大学教授 小森陽一 氏

参加者による徹底討論

参加費 1000円

異議あり！2016石原オリンピック イン コペンハーゲン

横山 聡 支部事務局長

さて、先回の支部ニュースでは「なぜ石原都知事の推進するオリンピックが阻止すべきなのか」をお話しました。そこで得心された方は、おそらく、われもわれもと2016オリンピック阻止に動きたいと思うに違いありません。そこで、みんなで、私たちが石原オリンピックを本当に、真剣に、心の底から阻止したいと思っていることを、10月2日にオリンピック総会が開催されるコペンハーゲンでデモンストレーションを行って、アピールし、意思表示しましょう。

前号でお話したとおり、2016 石原オリンピックの招致計画には、様々な嘘とごまかしがあります。まず、メインスタジアム建設が予定されている晴海埠頭の立地の異常性です。先日評価委員が来日した 4 月に反対のアピールに行き来して来たのですが、公共交通機関は都営大江戸線の「勝どき」駅しかなく、駅から 15 分ほど歩かないと行き着かない極めて不便な所です。ここに開会式のときに 10 万人が殺到するとなると、とーーーーんでもないラッシュ、混雑が生じることは間違いありません。真面目に計画を立てているとはとても思えません。また、水質が問題となっている遊泳禁止区域での水泳マラソンなど、どのような計画で水質を改善するのか、具体的に明らかにされていません。このようないい加減でごまかしだらけの招致計画を、各国のオリンピック委員は、言語の壁などで理解が十分でない（オリンピック公用語は英語とフランス語）ことを利用して、騙されているとしか思えません。われわれは、このような計画のいい加減さを曝露し、2016 年の東京でのオリンピック開催を阻止するべきです。実施不可能な形に練り上げられた前代未聞の東京へのオリンピック招致計画が、万が一にも決定されれば、後で苦勞をし、恥をかき、泣きを見るのは東京都民ではないでしょうか。

そこで、今後も様々な調査などで 2016 年オリンピックの計画のたらめさを解明し、各国のオリンピック委員に報告して東京を開催地に選択しないように働きかける必要があります。そのために文書を作成し、翻訳し、送付するという結構大変な仕事があり、これに着手しなければなりません。この文書は、9 月 2 日にオリンピック評価委員会がまとめる最終報告書に間に合うようにする必要がありますが、実際にオリンピック委員が開催地を決定する資料とするのはおそらくこの最終報告書でしょうから、それが届くときにこちらの意見を届けておき、9 月末からコペンハーゲンに行くので、現地で話を聞いてほしいと要望して、詳細と真意を伝えることが必要です。本当にこの招致計画で 2016 年に東京オリンピックを開催することのいかわしさと怪しさを世界に伝える必要が在り、また、本気で反対していることを示すためにも、総会の時期にデモンストレーションが行われる必要があると思います。シカゴの反対派は突然 IOC 会長に会いに行き、スケジュールの関係で会長には会えなかったが高官には会えたとの話も伝え聞いています。やはり、石原都知事の「暴走」を止め、将来に禍根を残さないためにも、最後までできる限りのことをやって奮闘したいと思います。

コペンハーゲンでのスケジュールは不明ですが、9 月 29 日午前 11 時ころの飛行機で成田を出発し、10 月 4 日の午前 9 時頃帰国の予定です。費用は旅費・宿泊費で 23 万円の予定です。一人でも多くの団員の皆様にご参加いただけますよう、よろしくお願ひします。



シンポジウム「心と意見の表明の自由はないのか？」～思想良心の自由と表現の自由の所在～のご報告

新村 響子 旬報法律事務所

6月12日に日弁連と東京三弁護士会主催によるシンポジウム「心と意見の表明の自由はないのか？」～思想良心の自由と表現の自由の所在～が弁護士会クレオにて開催されました。このシンポジウムは、今年の11月に行われる第52回日弁連人権大会のプレシンポジウムとして行われたものです。私も実行委員会のメンバーとして参加しましたのでご報告させていただきます。

シンポジウムで主に取り上げたのは、近年多発するビラ配布に対する逮捕弾圧事件と日の丸君が代強制問題についてです。これらの問題を素材に、現在、表現の自由と思想良心の自由が危機的状況にあるのではないかという問題提起を行いました。

まず、立川イラク反戦ビラ事件と日の丸君が代強制予防訴訟の当事者の方々が事件について報告し、その後パネルディスカッションが行われました。パネリストは、土屋英雄氏(筑波大学大学院教授)、水口洋介氏(弁護士・日の丸君が代弁護団)、内田雅敏氏(弁護士・立川イラク反戦ビラ事件弁護団)、森達也氏(映画監督・作家)でした。パネルディスカッションでは、ビラ配布事件や日の丸君が代強制事件の実態や、これらに対する司法判断の問題点が議論され、大変盛り上がりました。

私が特に印象に残ったのは、「オウム真理教の問題が起きた1999年から国民の中に不安、恐怖から団結したい、守られたい、怖いものは排除したいという意識が生まれ、それが数々の規制法を生んだのだ」という森達也氏の問題提起でした。権力が不安や恐怖を作り出して規制をするのではない、自分たちの中で作り上げてしまった不安や恐怖が規制を呼んでしまったのだ、と森氏は指摘しました。「このことについては規制してもいい」という例外、内なる線引きを無意識に自分もしてしまっているのではないかと、自分に問いかけるよい機会になりました。

また、内田氏は、少数者の権利を守るということは、時に多数者にとって「理解できない」、場合によってはむしろ「不快」に感じることを守ることになるということをみんなが受け入れなければならないと述べていました。「多くの人間にとって心地のよい表現であれば、制限されることはない。不快に感じる表現が保障されること、それが表現の自由が保障されるということだ。」「自分とは異なる意見の人に対しても、いつか自分もその意見に変わるかもしれないという可能性を残して、認め合わなければならない。」というご指摘です。私もそのとおりだと思います。

日の丸君が代訴訟の予防訴訟判決の中に、私が感動した一文があります。「異なる世界観、主義、主張等を持つ者に対し、ある種の不快感を与えとしても、憲法は相反する世界観、主義、主張等を持つものに対しても相互の理解を求めている」。私たちは、自分に親和的な表現、思想にはやさしく、そうでない表現、思想には厳しくしてしまう傾

向にあるのではないのでしょうか。それを一步引いて、客観的にとらえる、寛容の精神。それこそが、今の日本に一番求められていることであると感じました。

原宿街頭労働・生活相談活動感想

酒井 健雄 代々木総合法律事務所

1 はじめに

2009年6月14日、自由法曹団東京支部は、若者が多く集まる休日の原宿で街頭労働・生活相談活動を行った。参加したのは、弁護士4名（中川・今泉・横山聡各団員・酒井）と、7月集会の準備などで忙しい中駆け付けてくれた新62期司法修習生3名であった。

この街頭労働・生活相談活動は、「自分の権利を知らないままひどい働かせ方や解雇をされ、あるいはホームレス状態に陥って、泣き寝入りを余儀なくされている若者に、自分の権利を知ってもらい、声をあげるきっかけを提供したい」との思いからスタートしたものである。

そのため、若者が特に多く集まる場所、これまであまり相談活動が実施されていなかった場所から実施していくことになり、第1回は、4月26日にオタクとマニアの街「秋葉原」で実施し、第2回は奇抜な格好の若者で溢れるファッションの街「原宿」で実施することになった。

2 当日の様子

私は隣駅の代々木総合法律事務所に属するために今回の準備を担当することになったが、渋谷区労連や代々木病院への連絡が遅れたこと、実施日とコミュニティユニオン東京の結成大会が重なったことなどから人数を集めることができなかった。また、机も車の運転手がいなかったため、今泉と私で代々木病院から原宿まで押して歩くことになった（スミマセン）。

そのうえ、当日の天候が危ぶまれ、いったんは雨天中止という意見も出たが、運良くも当日の朝に雨がやみ、午後1時から3時までの実施時間中は雨が降り出すことはなかった。

原宿での相談活動はあまり例がないようだったが、前述した趣旨から、竹下通りで実施したいと思っていた。しかし、相談を行うのに適当な場所が見つからずに断念し、結局JR原宿駅表参道口を出たあたり、五輪橋のたもとに机を設置して実施した。そのあたりには路上演奏しているアーティストたちがいくらか居て、私たちは路上演奏と並んで街宣活動を行うことになった。

当日準備した配布物は、ティッシュ1000個とティッシュサイズの宣伝チラシ同数、派遣村マニュアル数十冊であった。今泉団員が作成した宣伝チラシには、「弁護士による労働・生活相談実施中！」ブログ（<http://blog.goo.ne.jp/streetlawyers>）のurlも記載してあり、受け取った人が後日ネット経由での相談できるように配慮されていた。

私たちは、その場でティッシュに宣伝チラシを詰めながら、宣伝チラシや派遣村マニュアルを配布した。修習生の方々がチラシの配布に大変積極的に取り組んでくれたので、人数が足りないとは感じなかった。原宿ではカップルや友人同士で歩いていることが多かつ

たが、受け取りは思った以上に良く、受け取った人の多くは宣伝チラシを一瞥して、恋人なり友人なりに見せていた。「俺もほしい」とわざわざもらいに来る人もいた。調子に乗って竹下通りにティッシュを配布しに行ったところ、そこでもやはり受け取りは良かった。ただ、場所柄なのか相談に結びつくことは少なかった。2時間で1000個の宣伝チラシ入りティッシュを配りきり、その結果、上記ブログに対するアクセスも約10倍ほど増加した。

相談は2時間で4件であった。私は立ち会わなかったので詳細は分からないが、概要は以下のとおり。

60才近い男性の解雇。現在労働審判中。

30代くらいの若い男性（飲食店の店長）の残業代未払。

簡易宿泊所に入所している方から、今後の生活に関して相談。

60代くらいの男性から定年後の雇用延長制度に関する相談。

3 まとめ

今まで相談活動が手薄だった原宿で、労働運動とおよそ無縁な若者たちに、自由法曹団の名と労働者の権利、たたかいにより勝ち取られてきた成果を呼びかけながら、街頭宣伝・相談活動ができたことは一つの成果になったと思う。労働相談ブログの宣伝としても有用であった。

しかし、反省点も多かった。手配の不手際により人数が確保できず、また机の運搬も大変だったこと、ティッシュを配ったものの、対話まで至ったのはごく少数だったこと、などである。

今後もこの活動をパワーアップさせて、より多くの若者に労働者の権利を訴え、自分の権利を知らないまま搾取され、困窮に追い込まれていく若者を1人でも少なくしたいと思っている。

第3回街頭宣伝・労働生活相談会 再録

日時:7月21日(火)午後5時~7時 場所:吉祥寺駅前

若者が集う場所をセレクトして行ってきた団支部の街頭宣伝・労働生活相談会。4月のアキバ、6月の原宿に続いて7月はずいぶん吉祥寺に進出。原宿では独自チラシを作成し、回を重ねるにつれ宣伝・相談会が発展・深化しています。短時間でも構いませんので是非ご参加下さい

弾圧学習会～世田谷国交法事件を元に～

黒田 真一 城北法律事務所 事務局

6月24日、選挙弾圧事件についての学習会に参加しました。

渋谷共同法律事務所の小林容子先生が講師として「世田谷国交法弾圧事件」をもとに話して下さいました。当事者の宇治橋さんも来て下さいました。

印象的だったのは、まず弁護士が警察に駆けつけてから接見まで3時間程度も待たされたこと。この日は折悪く、当時の小泉首相が近くに来ていたこともあり、警察署の1階に警官が10数人おり、接見室の2階にすらなかなか上がれなかったそうです。またもう一人の弁護士はせっかくタクシーで駆けつけたにもかかわらず、大渋滞に巻き込まれてしまったそうです。交通手段に電車も視野に入れなければいけませんね。

以前当事務所の弁護士が、ピラマキの際職務質問され任意出頭してしまった方に警察へ会いに行った時のこと。受付で少しお待ち下さいと言われたまま、警官が誰もいなくなってしまったので奥に入っていくと、本人がいたのでそのまま連れて帰ってきて事なきを得た、ということがありました。初動の早さが功を奏した一例です。

また、宇治橋さんが逮捕された時、保険証を持っていたため、身元が分かってしまった。ペアで一緒に回っていた方が携帯電話を持っておらず、ピラマキが終わったら帰ってしまったため、逮捕されたのが宇治橋さん一人なのか二人なのかしばらく分からなかったそうです。

自分も一度ピラマキの途中で保険証入りの財布を落としてしまったことがあり、やはり身分の分かる物はピラマキの時は持ち歩かない方がいいと再認識しました。

その後、質疑応答の時間に携帯電話を持つべきか否かについて若干議論になりました。これは難しい問題です。連絡が取れないのも困るし、しかし携帯電話は情報が満載・・・結局結論は出ませんでした。

ともあれ、弾圧事件について、原点から考えることのできる素晴らしい学習会でした。

事務局として弾圧日直の当番になり、第1報を電話で受ける機会もありえますが、時間経過、事実関係等、できるだけ詳細に聞き取り、かつ迅速に弁護士に伝え、1分1秒でも早く現場に到着することの大切さが身にしみました。

6.25 新人学習会感想

今泉 義竜 東京法律事務所

1 去る6月26日、団東京支部主催の新人学習会が2つのテーマで開催された。以下報告と感想を述べる。

2 「非正規切り」の実態と背景（講師：田所良平団員）

田所団員から、労働白書や通商白書などの豊富な資料に基づいた非正規労働の実態の報告がされた。非正規労働者の増加の一方で、役員報酬や内部留保、株主配当が増加していることは、労働白書でも指摘がなされており、政府も認める事実である。興味深かったのは、外国人持ち株比率の高い業種ほど賃金が抑制されるという関係にあるという通商白書の指摘と日銀の統計資料である。高配当を望む外国人投資家の存在が賃金の低下に関連しているということが客観的な統計からわかる。政府は多額の税金を使ってこうした統計調査や実態分析をしているにも関わらず、それを国民のために生かそうとはしないというのは罪深い。

田所団員の報告に続いて、田所団員の依頼者である原田さんから、自分が派遣社員として働いてきたときに受けた仕打ちや、職を失った後生活保護を申請したものの「SSS」

という宿泊所で保護費をピンはねされ、貧困ビジネスの食べ物にされたことなど、生々しい経験が語られた。「SSS」での経験は、6畳1間に3人で生活させられ、朝はつけものごと飯と味噌汁、夜はカップめんとあげ天といったメニューで月8万8500円を生活保護費から徴収されていたとのことであった。刑務所並みもしくはそれ以下ではないか！行政がそうした施設を黙認し、むしろ活用していることは犯罪的であり、許し難いことだ。

3 貧困ビジネス（林治団員）

住まいの貧困＝ハウジング・ブアが広がるなか、敷金ゼロ、礼金ゼロなどの甘言を弄して貧困層をターゲットに入居させ、少しでも滞納があると鍵を交換して追い出したり多額の違約金を請求するなどの違法行為を行う貧困ビジネスの実態が語られた。元ヤミ金がこのような貧困ビジネスに流れているという。スマイルサービス、フォーシーズ、レントゴー、ネオストといった悪徳業者の名前を覚えておけとのこと。林団員は「追い出し屋被害対策」として様々な違法な追い出しや恐喝まがいの違約金請求と闘っているとのこと、近くマニュアルを発行するという。住まいの貧困は行政の住宅政策の貧困が原因である。政策の貧困が貧困ビジネスを生む根本的な原因であり、最終的な根絶のためには政治の問題に帰着せざるを得ない。総選挙はこの政治の貧困を改めさせるいい機会だ。

4 最後に

「新人学習会」といいながら新人が少なかった！新旧61期のみなさん、事件処理や弁護団などでお忙しいとは思いますが、かなり勉強になるのでぜひ参加しましょう！

**団東京支部のホームページを開設します。
団員，事務局の皆さんの日常を紹介する原稿
を募集しています。**

平松 真二郎 事務局次長

遅ればせながら、今秋、団東京支部のホームページを開設いたします。

現在、支部事務局では、ホームページの作成作業を進めています。

そこで、団員が取り組んでいる活動として事件活動だけでなく、余暇（？）活動も紹介していきたいと考えています。スポーツ観戦記、ペットの話、家族の話、その他なんでも構いません。団員、事務局の皆さんの日常のひとこまをご紹介いただければと思っています。

原稿を団東京支部（dantokyo@dream.com）までお寄せください。

また、団員の事務所へのリンクページも作成します。リンクのご希望も併せてお願いします。

第3回東京地評「労働者の権利」討論集会在12月12日(土)に開催されます

中川 勝之 事務局次長

2007年から始まった東京地評「労働者の権利」討論集会在今年で3回目。東京の労働者、労働組合、弁護士らが一堂に会しての研究・討論集会として認知されつつあります。第1回の実行委員会が7月9日に開催され、まずは日程が12月12日(土)午前10時～午後4時、場所が東京労働会館で確定しました。記念講演及び4つの分科会についてもトピカルなテーマが設定される予定です。年末多忙な時期ですが、是非お越し下さい。

突然ですが...

今年のサマーセミナーは中止です！！

横山 聡 事務局長

都議選ご奮闘の皆様、お疲れ様でした。結果については...。ということで、一休みかと思いきや、「総選挙よ、今日は」ということになりました。しかも、なんと8月30日投票です。予定していた8月28、29日のサマーセミナーは、さすがに中止せざるを得ません。「貧困と子ども」「裁判員裁判の経験交流から学ぶ」と題して予定していましたが、さすがに選挙直前には実施しがたいといわざるをえません。ここまでの準備を考えると残念ですが、また、新たに企画してこれらのテーマでの勉強会の機会を設けたいと思います。

幹事会議事録

自由法曹団本部会議室

【報告事項】

- 1 この間の弾圧情報 目立った弾圧情報は届いていない。
弾圧対策の成果ではなく、活動が低調であることの反映ではないかとの指摘あり。
- 2 原宿 街頭労働・生活相談報告(6月14日)
必要な机や椅子などは区職など友好団体から借りる。
団支部に備え付けることはしない。
次回は吉祥寺で
- 3 「石原オリンピック招致問題」
連絡会で記者会見(6月16日)を実施 10社程度参加
6月17日、18日に行われた東京招致のプレゼンテーションについて、異議の文書をIOC及びIOC委員のいる各NOCにFAXで送付した。

都議候補者に対する招致への賛否のアンケートをすることなどの提案あり。
連絡会で、各会派宛ての公開質問状を検討したが、連絡会に共産党都議団がふくまれている点で問題があるので、団支部が行う方向になっている。これは、公選法との関係で中止になりました。

質問項目を練り直して、各候補者宛発送、選挙期間中に集約して発表する
ローザンヌ訪問（10月） コペンハーゲン訪問に変更

9月29日から10月4日の予定でIOC総会の行われるコペンハーゲンで東京招致反対のメッセージを届ける活動を行う。

4 スポーツ大会実行委員会

次回は9月に実施。

5 支部費滞納者

納入の督促文書を発送する。

6 裁判員裁判弁護人就任情報

引き続き情報収集を行う

7 7月幹事会終了後 納涼会

8 サマーセミナー

8月30日が総選挙になったため、中止となりました。

9 地評と憲法会議に関連して

憲法について議論する会議 8月24日午後1時から午後6時まで ラパス(大塚)
各事務所で憲法運動を担う人材にも参加を呼びかける。

10 東京革新懇事務局長松本さん、新関さんから、ニュースの購読の呼びかけ

日誌

6月18日 自由法曹団治安警察委員会

19日 自由法曹団市民問題委員会 / 自由法曹団改憲阻止対策本部

20日 自由法曹団常任幹事会

22日 自由法曹団治安警察委員会

24日 自由法曹団将来問題委員会

25日 支部幹事会 / 弾圧学習会（世田谷国公法弾圧事件における逮捕直後の弁護活動－小林容子先生） / 支部若手実務学習会 「非正規切り」の実態と背景－田所良平先生 貧困ビジネス－住まいの貧困を中心として－林治先生

30日 自由法曹団常任委員会

7月 7日 自由法曹団国際問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会

9日 自由法曹団改憲阻止対策本部

10日 自由法曹団大量解雇阻止対策本部 / 支部弾圧対策本部会議

13日 支部事務局会議 / 支部オリンピック問題緊急会議

14日 自由法曹団治安警察委員会